

臨床検査技師の業務拡大について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、「臨床検査技師等に関する法律の一部改正」が成立し、平成27年4月1日より臨床検査技師が診療の補助として採血に加え、検体採取（下記5つの行為）が行えるようになりました。



- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く）
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

また、同時に「臨床検査等に関する法律施行規則」の一部改正により、臨床検査技師の業務である生理学的検査に嗅覚検査及び味覚検査が追加されました。

- ① 基準味覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く）
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

平成27年4月1日の時点で既に臨床検査技師免許を取得している者が新たに加わる業務を実施するためには、厚生労働省の指定を受けた日本臨床衛生検査技師会が主催する講習会の受講が義務化となっています。講習会では微生物学的検査等（インフルエンザ等）における検体採取に必要な知識・技能・態度などを学びます。指定講習会の修了により、安全・安心が担保された各種検体の採取、嗅覚・味覚検査を行うことができます。また、検査前説明、採血・検体採取、検査、報告書の作成まで一連の過程が臨床検査技師の業務として行うことができるようになりました。

当センターの臨床検査技師のほとんどがこの講習会の受講を修了しております。まだ受講が修了していない者も随時受講予定であり、新たに加わる業務について知識・技術の習得に努めています。

正しい検査は、正しい検体採取から

臨床検査技師等に関する法律の改正により
平成27年4月1日から
私たち臨床検査技師の業務として
検体の採取と嗅覚・味覚検査が追加されました

- 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- 口腔の粘膜を採取する行為
- 口腔の病変部位の膿を採取する行為
- 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く）
- 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査
- 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

○表皮並びに体表を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く）

○皮膚並びに体表の病変部位の膿を採取する行為

○鱗屑（りんせつ）、痂皮（かひ）その他の体表の付着物を採取する行為

●安全安心の指定講習会修了者バッジ

●検査のプロが責任を持って採取しています

JAMT 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森4-10-7 03-3760-4722